

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和4年11月17日(木) 参・法務委 川合 孝典 議員(民主)

3問 檢察官の定年年齢は、現状の63歳から65歳に延びることとなっているが、日本人の平均寿命は伸び続けており、高齢の者が持つ豊富な知識、技術、経験等を最大限活用するため、更に、66歳以上に延ばすことも検討すべきではないか、法務大臣に問う。

[検察官の定年の現状及び今後]

- 検察官の定年については、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期職員に最大限活躍してもらうため、(昨年6月に成立した)国家公務員法等の一部を改正する法律により、一律に65歳に引き上げられこととなっているものと承知(注)。

[改正法施行後の状況を見守りたい]

- その上で、一般論を申し上げれば、年齢を問わず、より多くの方々が希望や能力に応じて多様な形で働き、活躍できる環境整備に取り組むことは重要と認識しているところ。
- いずれにせよ、改正法の施行は令和5年4月1日であり、まずは改正法施行後の状況を見守りたいと考えている。】

(注) 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)は令和3年6月4日に成立し、令和5年4月1日に施行されることとなっており(令和4年11月17日現在施行前)、63歳とされていた検察官(検事総長を除く。)の定年(検察庁法22条)が

- 令和5年4月1日以降、64歳に引き上げられ
- 令和7年4月1日以降、65歳に引き上げられることとなっている(国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)により改正された検察庁法附則第3条)。

(参考1) 令和2年5月20日衆・内閣委(中谷一馬委員に対する答弁)

○ 菅国務大臣

検察庁法の改正を含む国家公務員法等の一部を改正する法律案は、高齢期職員の知識経験等を最大限活用して、複雑高度化する行政課題に的確に対応するために、一般職の国家公務員の定年を引き上げることなどを目的としており、重要そして必要な法案であると認識をしております。

検察官についても、一定の年齢を迎えた後、公務の運営上、引き続きその職務を担当させが必要となる場合、そうしたものがあるために、検察官の役職定年の特例や勤務延長に関する規定は必要であるというふうに承知をしております。

(参考2) 令和4年10月7日参・本会議（浅田均議員に対する答弁）

○ 岸田内閣総理大臣

高齢者の雇用については、御本人の希望や能力に応じて働くよう、事業主に対する65歳までの雇用機会確保の義務及び70歳までの就業機会確保の努力義務、シルバー人材センターを活用した生きがい就労の提供、こうした多様な取組を行っています。また、シルバー人材センターの会員数は近年やや減少傾向にある一方で、企業で働く60歳以上の高齢者はこの3年間で66万人増加しているなど、より多くの高齢者の方々が希望や能力に応じて多様な形で働かれており、今後とも高齢者が活躍できる環境整備に取り組んでまいります。

【責任者：刑事局総務課 大原課長 内線████ 携帯████】